

その他の相談機関

警察相談専用電話

犯罪被害の未然防止に関する相談・安全と平穏に関する相談

電話 #9110 または 029-301-9110
時間 24 時間対応

県警女性専用相談電話

DV・ストーカー・リベンジポルノに関する女性からの相談

電話 029-301-8107
時間 女性警察官が 24 時間対応

法テラス茨城

DV を現に受けている疑いがある方の法律相談

電話 050-3383-5390
時間 平日 9:00~17:00

性暴力被害者サポートネットワーク茨城

性暴力の被害にあわれた方や
家族の方の相談

面接は予約制

電話 029-350-2001
時間 平日 9:00~17:00

茨城県消費生活センター

借金問題・自己破産・消費生活に関する相談

電話 029-225-6445
時間 平日 9:00~17:00
日曜 9:00~16:00
(日曜は電話相談のみ)

NPO 法人ウィメンズネット「らいず」

DV・性暴力被害に悩む女性と子どもをサポートする民間組織

電話 水・金：029-222-5757
時間 10:00~15:00

あなたは、加害者のことを「本当は優しい人」「暴力さえなければ」と思っていますか？
DVには一般的にサイクルがあるといわれています。

DVのサイクル



パープルリボン



「女性に対する暴力をなくす運動」
のシンボルです。

子どもや暴力の被害者にとって、世界を安全なものとするを目的として1994年アメリカで近親姦やレイプの被害者によって生まれたものです。現在40カ国以上の国際的ネットワークに発展しています。

配偶者暴力相談支援センター

水戸市配偶者暴力相談支援センター

DV相談・その他
電話 029-232-9111 対象：水戸市民
時間 平日 8:30~17:15

古河市配偶者暴力相談支援センター

DV相談・その他
電話 0280-48-2280 対象：古河市民
時間 平日 9:00~17:00

女性相談

ひとりで悩まないで

相談は無料です。
秘密は厳守します。
匿名での相談も可能です。

茨城県女性相談センター
(茨城県配偶者暴力相談支援センター)

〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38

▶ 電話相談

- 電話番号
029-221-4166
- 相談時間 平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00

▶ 面接相談(要予約)

- 相談時間
平日・土日祝日 9:00~17:00
電話・面接相談ともに12月29日~1月3日はお休みです。
女性相談員が、あなたと一緒に考え、
問題解決のために助言します。

暴力の種類

身体的な暴力

- 殴る・蹴る
- 首を絞める
- 突き飛ばす
- 髪をひっぱる
- 引きずり回す など

精神的な暴力

- どなる・脅す
- ばかにする
- 無視する
- 刃物を出す
- 自殺をほのめかす

経済的な暴力

- 生活費を渡さない
- 自由にお金を使わせない
- あなたが外で働くことを嫌がる
- 家計の責任をあなたひとりに負わせる など

社会的な暴力

- 友人や身内との付き合いを制限する
- 自由に外出させない
- 電話やメールをチェックする
- 行動を監視する など

子どもを巻き込んだ暴力

- 子どもに危害を加える
- 子どもを取り上げようとする
- 子どもの前で暴力をふるう
- 子どもの前であなたを非難する など

性的な暴力

- 望まないSEXを強要する
- 避妊に協力しない
- 無理やりポルノなどを見せる
- 無理やり裸の写真を撮る など

※子どもがいる家庭における配偶者への暴力は**児童虐待**となります。

「私にも悪いところがある」「私さえ我慢していれば」と思っていませんか？
相手はいろいろな暴力であなたをコントロールしているのかもしれない。



あなたのパートナー関係は？

チェックが複数ある場合、あなたの勇気ある一歩が必要かもしれません。

- 相手を怖いと思う
- 相手の期待通りにしなければ、悪いことがあると思う
- 相手の機嫌が悪いと自分に非があると思う
- うまくいかないことがあると、あなたのせいにする
- あなたを傷つけたあと、人が変わったように優しくなる
- あなたがセックスに応じることを当然だと考える

暴力被害にあうとどうなるの？

以下は暴力の被害にあった多くの人が経験する、暴力というストレスに対する心理的な反応です。

- 暴力を受けた場面が、とつぜん頭に浮かんでくる
- 神経が過敏になり、ちょっとしたことでドキッとする
- 何をしてもめんどどうで、やる気がおこらない
- なかなか眠れない
- 何かわるいことが起こりはしないかと心配だ
- 気持ちが落ち着かず、じっとしてられない

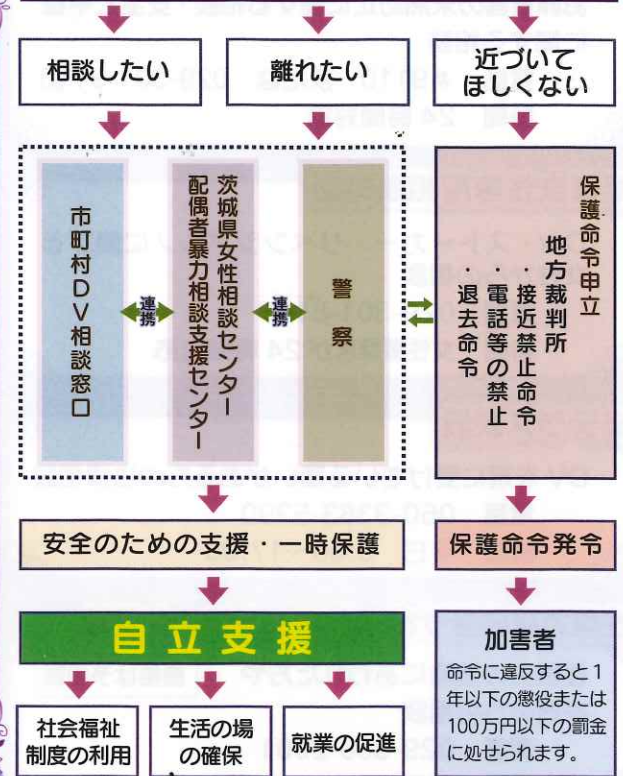
デートDVとは…

DVはけっして大人だけの問題ではありません。
恋人同士の間で起きる暴力のことを「デートDV」といいます。

- 友だちと話したり会おうとすると相手が不機嫌になる
- 相手の好みの服装を強要する
- 外出すると何度も電話やメールをしってくる
- 無理やり体をさわったりキスをする
- デートの費用を負担させる・借りたお金を返さない

DV被害者支援の流れ

暴力を受けた



保護命令について

地方裁判所に申し出ると加害者に対し保護命令が出されます。
※更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに限ります。

被害者への接近禁止命令

つきまといや住居、勤務先付近を徘徊することを6か月間禁じます。

被害者の子・親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止の実効性を確保するために、子や親族等へのつきまといや住居、勤務先付近を徘徊することを6か月間禁じます。

電話等禁止命令

被害者への一定の電話・電子メールを6か月間禁じます。

退去命令

被害者と一緒に住む住居から加害者を2か月間退去させます。